

(財)自動車リサイクル促進センターの監査体制

資料4 - 1

監査の主体	監査項目と役割分担	法的根拠・JARC規程等	備 考
監事	・ 監事監査(年1回) ・ 会計上の諸取引が事実に基づき、正当な証拠書類によって適正に表示され、帳票が法令及び諸規程に従って記録されている否かを監査(会計監査) ・ 各部門の業務運営が法令、寄附行為及び本財団内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続きが妥当であるかを監査 (業務監査)	・ 民法第58条 任意 ・ 職務権限(民法第59条) - 財産状況の監査(会計監査) - 業務執行状況の監査(業務監査) - 疑義ある時の総会又は主務官庁への報告 - 臨時総会の招集	・ 法人内部にあって、理事長に対しても含め、公益法人の会計、財産、理事の業務執行などを監査する機関。
監査室	・ 全体の監査計画の作成 ・ 理事長の直轄として内部監査の機能をする機関としての位置付けだが、主に「業務監査」を中心に監査。 ・ 業務の有効性と効率性の向上及びコンプライアンス(法令等の遵守)に資する機能を果たすことを目的とする。 ・ 資金管理業務諮問委員会における調査審議内容・意見も十分に踏まえた監査を行う。 ・ 最低年1回、各部の業務監査を実施 ・ 各部門の業務運営が法令、寄附行為及び本財団内の諸規程に従い適正かつ効率的に執行されたか否か並びに業務管理のための組織、制度及び手続きが妥当であるかを監査(内部監査規程第4条(1))	・ 「内部監査規程」第2条第1項	・ 一般的に、業務監査は業務規程等に照らして業務執行が誤りがなく、かつ、良好・妥当な状態に維持されているかを調査。 ・ 監査室においては、監査実施マニュアルの作成、内部監査報告体制の確立が必要。
外部監査	・ 外部監査人は公認会計士及び監査法人とする。 ・ 「会計監査」と「業務監査」を委託。 ・ 会計監査は、四半期決算毎に会計処理が経理規程等に従い適正に行われているかをチェックし、財務報告の信頼を図る。 ・ 業務監査として外部委託する範囲は以下のとおり。 ・ 自動車リサイクル法、寄附行為、業務規程、業務細目を遵守した業務を行っているかをチェック。 ・ 預託金の收受、預託金の運用・管理、支払い、その他会計に付随する業務のチェック。 ・ 預託金の利息計算が適正であることのチェック。 ・ 監査室監査・資金管理業務諮問委員会で指摘された問題点等の再チェック。	・ 資金管理業務規程第30条 「資金管理センターは、理事長が別に定める監査規程に基づき、監査法人による会計監査及び業務監査を受ける。」 <会計監査の指針> <公益法人委員会報告 第十号> 「公益法人監査手続一覧表」に拠る。 <公益法人委員会報告 第八号> 「公益法人会計規程に基づく計算書類の様式等に関するチェックリスト」に拠る。	・ 外部委託する業務監査の範囲については個別に監査法人と打合せの必要がある。(業務監査に関して確立された基準は存在しない。)